



令和 7 年 1 月 19 日

国土交通省関東地方整備局  
総務部

## 指名停止措置について（2）

関東地方整備局は、京葉ガスエナジーソリューション株式会社（千葉県市川市）に対して、指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

<発表記者クラブ> 竹芝記者クラブ 埼玉県政記者クラブ 神奈川建設記者会 横浜海事記者クラブ

<問い合わせ先>

関東地方整備局 総務部

電話：048-601-3151（代表） FAX：048-600-1370

○契約課 課長 榎本 （内線：2511）

○契約課 課長補佐 大平 （内線：2517）

電話：045-211-7412（代表） FAX：045-211-0205

契約管理官 黒木 （内線：5880）

経理調達課 課長 池田 （内線：5870）

○は本件の主務課です

## 指名停止措置の概要

### 1. 指名停止措置業者名及び住所

指 名 停 止 措 置 業 者	住 所
京葉ガスエナジーソリューション株式会社	千葉県市川市鬼高四丁目3番5号

### 2. 指名停止措置期間

令和7年12月19日から令和8年2月18日まで（2ヵ月）

### 3. 指名停止措置対象区域：関東地方整備局管内

### 4. 事実概要

当該業者の元従業員は、千葉県が発注する配水管工事において、千葉県企業局の職員から漏洩された予定価格をもとに入札したとして、令和7年7月3日、千葉地検に公契約関係競売等妨害の疑いで略式起訴された。

### 5. 指名停止措置理由

有資格業者である当該業者の元従業員が公契約関係競売等妨害の疑いで略式起訴されたことは「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）別表第2第8号（公契約関係競売等妨害又は談合）に該当する。

<指名停止措置要領別表第2第8号>

措 置 要 件	期 間
(公契約関係競売等妨害又は談合)  8 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人（使用人においてはイに掲げる場合に限る。）が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第12号に掲げる場合を除く。）。 イ 当該地方整備局の所管する区域内の他の公共機関の職員 ロ 当該地方整備局の所管する区域外の他の公共機関の職員	逮捕又は公訴を知った日から 2ヵ月以上12ヵ月以内 1ヵ月以上12ヵ月以内